



令和3年度(1号認定用または1号認定+新2号・新3号認定) 認定こども園・幼稚園認定申請のしおり



問い合わせ先：米沢市こども課 ☎0238-22-5111

このしおりは、各種認定申請に関する手続きについて記載していますので、内容をよく読んで各施設が定めた期限までに、申請書を提出してください。

1 教育・保育給付認定及び利用負担額（保育料）について

認定こども園・幼稚園の利用にあたっては、下記（1）子どものための教育・保育給付認定の申請を行い、「1号認定」を受けていただく必要があります。利用を希望する幼稚園、認定こども園を通して、教育・保育給付認定申請書を提出し、認定を受けてください。

利用者負担額のうち保育料については、無料です。
通園送迎費、食材料費、行事費などについては、保護者の負担になります。

食材料費のうち副食費については、保護者の市民税所得割額ときょうだい区分によって以下に該当する方は、免除されます。

- ① 年収360万円未満相当世帯の子どもで、市民税所得割額77,100円以下の世帯
- ② 所得階層にかかわらず、小学校3年生の子どもから数えて第3子以降の子ども
- ③ ①、②以外の方で、小学校6年生から数えて第3子以降の子ども（米沢市独自軽減）

また、1号認定を受けた方が、預かり保育事業を利用する場合で、下記（2）の保育の必要性などの要件に該当する方は、新2号または3号の認定を受けると、預かり保育料が無償化対象となります。

（1）子どものための教育・保育給付

認定区分	認定要件		利用できる施設	一日あたりの保育時間区分	申請先
	年齢	保育の必要性			
1号認定 (教育認定)	満3歳以上	なし	・施設型給付を受ける幼稚園 ・認定こども園(教育機能部分)	教育標準時間 (4時間)※	施設
2号認定 (満3歳以上 保育認定)	満3歳以上	あり	・保育所 ・認定こども園(保育機能部分)	保育標準時間 (最大11時間)	市
3号認定 (満3歳未満 保育認定)	満3歳未満	あり	・保育所 ・認定こども園(保育機能部分) ・小規模保育事業所	保育短時間 (最大8時間)	

※園によってこととなります。

（2）子育てのための施設等利用給付

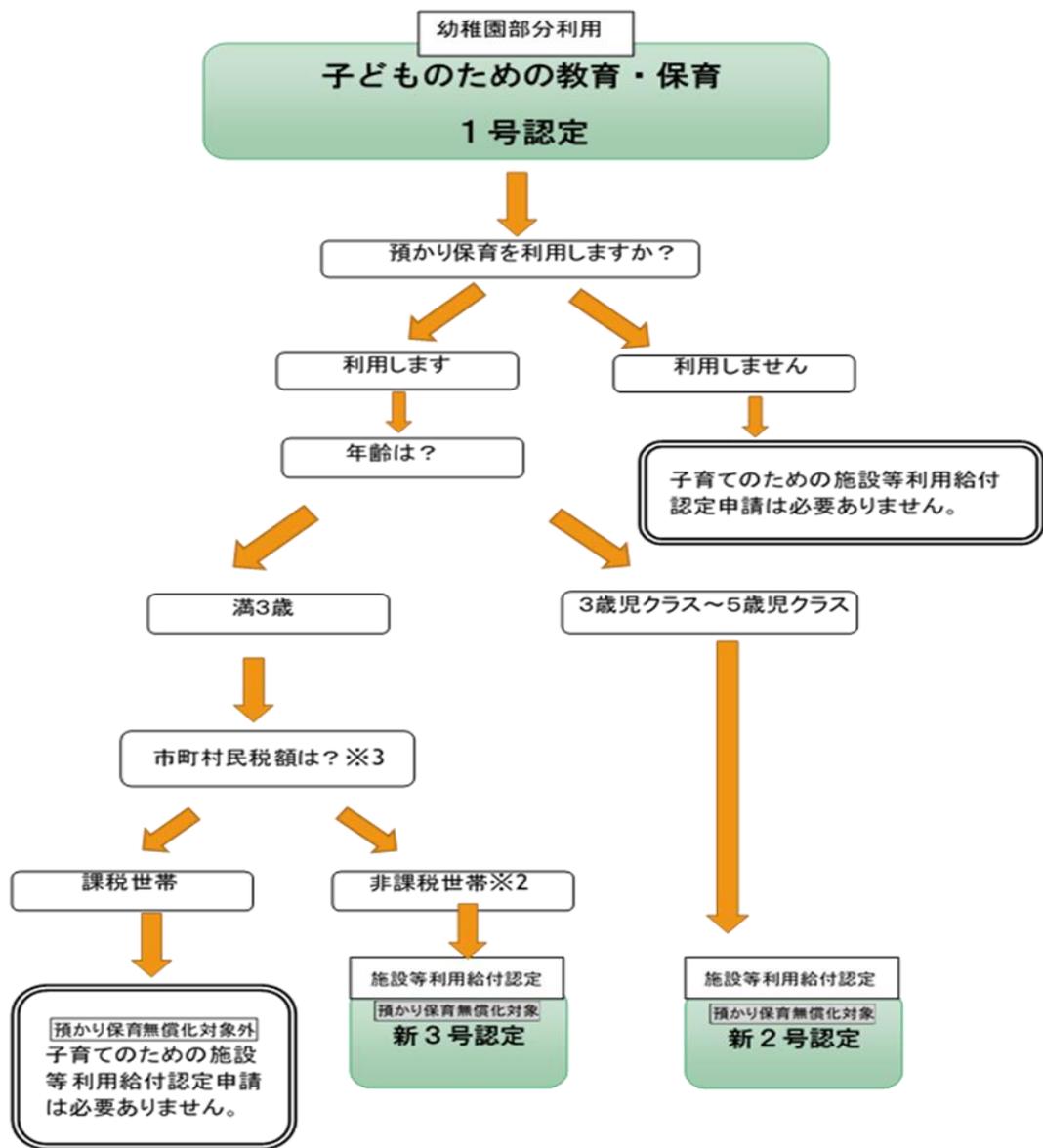
認定区分	認定要件		利用できる施設・事業	申請先
	年齢・その他	保育の必要性		
新1号認定 (教育認定)	満3歳以上	なし	私学助成を受ける幼稚園	市 (施設経由可)
新2号認定 (保育認定)	4月1日時点で 満3歳以上	あり	・幼稚園、認定こども園(教育機能部分) の預かり保育事業 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業、病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター	
新3号認定 (満3歳未満 保育認定)	4月1日時点で 満3歳未満の 住民税非課税世帯の 子ども	あり		

◎無償化の範囲

施設の種類		満3歳児	3歳児クラス ～5歳児クラス
認定こども園（教育） 施設型給付を受ける幼稚園	教育時間	全ての子ども （全額）	全ての子ども （全額）
	預かり保育	保育の必要性がある 住民税非課税世帯の子ども （日額450円 月額上限16,300円）	保育の必要性がある子ども （日額450円 月額上限11,300円）

※通園送迎費、食材料費、行事費などについては、無償化の対象外です。

認定こども園・幼稚園利用の場合



※2 市町村民税非課税世帯とは、お子さんの両親、その他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限り）が市町村民税非課税の場合をいいます。
 ※3 4月～8月は前年度の市町村民税額で判定 8月～3月は今年度の市町村民税額で判定します

2 申請に必要な書類等について

1 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申請書 兼 子育てのための施設等利用給付認定申請書

子ども1人につき1枚、押印する印鑑は朱肉を使うものを使用してください。

2 マイナンバー申告書（世帯全員分）子ども1人につき1枚 申請者（給付認定保護者）の番号確認書類、本人確認書類の写しなど

マイナンバー法に基づき、マイナンバーの提出が必要です。

提出を受けた個人番号及び特定個人情報、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付等に関する事務の範囲で使用します。

マイナンバー申告書に、世帯全員分（申請児童、保護者、その他の家族など）のマイナンバーを記載してください。保護者の方は、単身赴任等の理由で同居していない場合も記入してください。

申請者（給付認定保護者）は、個人番号を申告する他の世帯員にあらかじめ利用目的を明示してください。

◎確認書類、提出方法の注意事項について

詳細は、「マイナンバー申告書」裏面をご確認ください。

施設に提出する際は、「マイナンバー申告書」及び「必要書類」を封筒に入れ、申請児童氏名とマイナンバー申告書在中と記入の上、封をして施設へ提出してください。

3 利用申請チェックリスト（別紙）

申請書類と一緒に提出してください。

4 世帯の状況により必要となる書類（該当者提出）

世帯の状況により該当する事項があるか、確認し提出してください。

住民税未申告の方は、算定できず、免除にならない場合がありますので、必ず申告してください。

きょうだいで申請する場合は、児童ごとに証明書を添付してください。2枚目以降は、証明書の写し（コピー）を添付することも可能です。その際は、下の子に原本を、上の子にはその写し（コピー）を添付してください。

なお、児童ごとに証明書が添付されていない場合は、受理できません。ご注意ください。

※市指定様式は、施設またはこども課窓口で入手するか、市ホームページからダウンロードしてください。

証明書は、申請日の直近3か月以内に交付されたものが有効です。

	申請児童・世帯の状況	必要書類（該当するもの）
1	① 令和2年1月1日現在の住所地在市外の方 ② 令和3年1月1日現在の住所地在市外の方	◇令和2又は3年度市区町村民税所得・課税額証明書（利用開始時期により、対象年度が異なります） （マイナンバー申告書（※米沢市指定様式）を提出する場合は、不要です。）
2	一度も結婚歴のないひとり親世帯	「みなし寡婦（夫）控除」適用申立書（※米沢市指定様式）
3	すべてのひとり親世帯	申請児童の健康保険証の写し
4	申請児童が障害者手帳等の交付を受けている場合	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し 特別児童扶養手当証書の写し
5	申請児童の世帯員が、障害基礎年金を受給している場合 （ただし、障害者手帳の交付を受けていない場合のみ）	障害基礎年金受給年金証書の写し
6	申請児童の兄弟が児童発達支援等を受けている世帯	特別支援学校幼稚部の在園（予定）証明書（情緒障害児短期治療施設・児童発達支援若しくは医療型児童発達支援事業の利用が分かるもの）
7	申請児童が、生計を一にする小学校6年生から数えて第3子以降に該当する方	米沢市独自軽減該当申出書※（※米沢市指定様式）

5 預かり保育を利用し新2号・新3号認定（保育の必要性認定）を受ける場合は、提出してください。

きょうだいで申請する場合は、児童ごとに証明書を添付してください。2枚目以降は、証明書の写し（コピー）を添付することも可能です。その際は、下の子に原本を、上の子にはその写し（コピー）を添付してください。

なお、児童ごとに証明書が添付されていない場合は、受理できません。ご注意ください。

※市指定様式は、施設またはこども課窓口で入手するか、市ホームページからダウンロードしてください。

証明書は、申請日の直近3か月以内に交付されたものが有効です。

保育を必要とする理由	提出書類	備考
(1) 就 労 月 48 時間以上	※就労証明書 (別紙米沢市指定様式)	<ul style="list-style-type: none"> 雇用期間に期限があり、更新予定のない方は期限の月の20日（20日が閉庁日の場合は前閉庁日）までにこども課で手続きが必要です。 米沢市から雇用主（事業主）に連絡する場合があります。 事業内容等がわかるようご記入ください。 追加で書類を求める場合があります。
(2) 妊 娠 ・ 出 産	母子健康手帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳の出産予定日が記入されているページの写しを提出してください。
(3) 疾 病 ・ 障 が い	※診断書 (米沢市指定様式)	<ul style="list-style-type: none"> 市の所定の診断書に通院している医療機関で記入してもらい、提出してください。
(4) 介 護 ・ 看 護	診断書	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関任意の診断書 (患者名、病名、介護・看護が必要な期間及び常時介護又は看護が必要と明記されたもの)を提出してください。
(5) 災 害 復 旧	り災証明書	
(6) 求 職 活 動	※求職活動等申告書及び求職活動支援機関等利用証明書 (米沢市指定様式)	<ul style="list-style-type: none"> 求職活動等申告書に記入し、求職活動支援機関等利用証明書に利用している機関（ハローワーク等）で記入してもらい提出してください。
(7) 就 学	在学証明書	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練校に在学の方は、期間など内容のわかる書類の写しを添付してください。

*現在育児休業取得されている方で、5月15日までに就労を開始する場合は、申請できます。その場合、就労証明書による会社の証明が必要となります。

3 申請内容に変更が生じる場合

申請書や提出した書類等の内容に変更が生じる場合は、変更申請などの手続きが必要です。速やかにこども課にご連絡ください。

4 「求職活動」で新規申請される方へ

「求職活動」の認定期間は、3か月間です。

「求職活動」の認定期間3か月の間に就労開始となる就労先を最初の2か月間で決めて、かつ、「就労」への変更申請を受理されることが必要です。

5 1号認定 施設一覧

★認定こども園（幼稚園的利用）

施設名	住所	電話番号	定員	受入年齢	
かしのみ幼稚園	城南5丁目1-1	21-0205	140	保育所の利用	満1歳 ~ 就学前
			40	幼稚園的利用	満3歳 ~ 就学前
ひばりが丘幼稚園	大字三沢26090	22-7541	115	保育所の利用	2か月 ~ 就学前
			35	幼稚園的利用	満3歳 ~ 就学前
米沢西部こども園	御廟2丁目3-8	21-6010	168	保育所の利用	2か月 ~ 就学前
			45	幼稚園的利用	満3歳 ~ 就学前
米沢幼稚園	中央3丁目6-45	23-2134	65	保育所の利用	満3歳 ~ 就学前
			25	幼稚園的利用	満3歳 ~ 就学前
戸塚山こども園	大字上新田2008	37-2419	95	保育所の利用	2か月 ~ 就学前
			15	幼稚園的利用	満3歳 ~ 就学前
米沢中央幼稚園	中央7丁目5-70-5	23-2569	75	保育所の利用	満3歳 ~ 就学前
			45	幼稚園的利用	満3歳 ~ 就学前
興道こども園 どんぐり	直江町4番100号	24-8558	65	保育所の利用	2か月 ~ 就学前
			15	幼稚園的利用	満3歳 ~ 就学前

★幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園）

施設名	住所	電話番号	定員	受入年齢
普慈幼稚園	下花沢3丁目4-30	21-0212	60	満3歳 ~ 就学前
九里幼稚園	門東町1丁目1-18	23-9261	60	満3歳 ~ 就学前

*受入年齢・定員は変更になる場合があります

6 一時預かり 時間・利用料（1号認定）

詳しくは施設にお問い合わせください。

施設名	一時預かり保育料	
	※給食費・おやつ代を含む	◎おやつ代含む
かしのみ幼稚園	14:00～18:30 1日 500円◎ 土曜日 1日 1000円◎ 長期休園期間 1日 1000円◎	
ひばりが丘幼稚園	14:00～18:15 1日 450円◎ 土曜日・長期休園期間 1日 1100円※	
米沢西部こども園	14:00～18:20 1日 600円◎ 土曜日・長期休園期間 1日 1300円※	
米沢幼稚園	14:00～18:30 30分 100円 土曜日・長期休園期間 1日 1000円	
戸塚山こども園	14:00～18:15 1日 500円◎ (但し、14:00～14:30 1日 100円) 土曜日・長期休園期間 1日 1000円※	
米沢中央幼稚園	14:00～18:30 1日 600円◎ 土曜日・長期休園期間 1日 1200円※	
興道こども園 どんぐり	7:15～9:00（前） 16:00～18:15（後） 1日 200円 土曜日 9:00～16:00 1日 800円※ 長期休業設定なし	
普慈幼稚園	14:00～19:00 1ヶ月(月極) 5000円◎ 臨時1回 500円◎(上限5000円) 長期休業 7:30～15:30 日額 500円◎ 7:30～19:00 日額 800円◎	
九里幼稚園	預かり保育(平日) 14:00～19:00 月極 4000円◎ 臨時 400円◎ 長期休業中 9:00～14:00 日額 500円 14:00～19:00 臨時 400円◎ 土曜日 9:00～14:00 日額 500円	



米沢市役所 健康福祉部 こども課

令和2年9月発行

問い合わせ先：子育て支援担当（市役所）☎0238-22-5111